

あなたの職場の防火対策は万全ですか！

《自衛消防訓練を実施しましょう》

【自衛消防訓練】

火災発生時には、防火対象物で勤務する従業員や居住者が消火、通報及び避難誘導等の活動を行わなければなりません。

火災という緊迫した状態では、落ち着いて適切な行動をとることが重要で、万一火災が発生してもあわてずに行動ができるように普段から訓練を実施することが大切です。

消防法第8条及び第36条により、一定規模以上の事業所等は、防火管理者や防災管理者を選任し、消防計画に基づく訓練を行うことが義務付けられています。

【訓練の実施回数】

《防火管理者の責務において実施する訓練》

種別	訓練の回数	
	特定用途防火対象物 ※1 (消防法施行規則第3条第10項)	非特定用途防火対象物 ※2
消火訓練	年2回以上	消防計画に定める回数
避難訓練		
通報訓練	消防計画に定める回数(事業所内で行う模擬の通報訓練可)	

※1 特定用途防火対象物とは、不特定多数の方が利用し、火災が発生したときに、人命に及ぼす危険性が高い防火対象物(劇場、集会場、カラオケボックス、飲食店、物品販売店舗、旅館、ホテル、福祉施設、保育園、病院等)です。

「通報訓練」については、「年1回以上」実施するように、消防計画に定めてください。

※2 非特定用途防火対象物とは、特定多数の方が利用する防火対象物(共同住宅、学校、工場、神社、倉庫、事務所等)です。

「消火、通報及び避難の訓練」の実施は、「年1回以上」実施するように、消防計画に定めてください。

《防災管理者の責務において実施する訓練》

種別	内容	訓練の回数
避難訓練	避難、誘導訓練	年1回以上

※ 防災管理者とは、大規模・高層の建築物等において、地震その他の「火災以外の災害」による被害を軽減するための防災管理上必要な業務を計画的に行う責任者をいいます。

【訓練を実施するときの消防機関への届出及び実施記録の保存】

『届出』

特定用途防火対象物が自衛消防訓練を実施する場合には、事前にその旨を消防機関に通報しなければなりません。(消防法施行規則第3条第11項)

「消防訓練事前通知書」を「消防本部予防課」に提出(ファクス・郵送・メール可)してください。

[消防訓練事前通知書\(第2号様式\(第12条関係\)\)](#)

『記録』

「特定用途防火対象物」・「非特定用途防火対象物」問わず「自衛消防訓練」を実施した場合、「消防訓練実施記録書」を作成し、**3年間保存**してください。(届出は不要です。)

[消防訓練実施記録書\(第3号様式\(第12条関係\)\)](#)

※ 消防本部予防課では、「訓練用水消火器」などの貸出しを行っておりますのでご利用ください。

※ 非特定用途防火対象物が、「119番通報訓練」を実施する場合は、「消防訓練事前通知書」の提出をお願いします。